

(独) 国立公文書館の令和 7 年度事業計画 (案) について

令和 7 年 3 月
公文書管理課

- 標記について、主務大臣（内閣総理大臣）が指示した「年度目標」を踏まえ、国立公文書館は「事業計画」（年度目標を達成するための計画）を作成し、主務大臣が認可を行う必要がある。
- （独）国立公文書館は、独立行政法人のうちの「行政執行法人」であり、国の行政事務と密接に関連して国の指示等の下に業務を確実に執行することが求められている。

※「行政執行法人」は、国の行政事務と密接な関係にある事務を各年度に正確・確実に執行することを目的とする法人（他の類型に「中期目標管理法」「国立研究開発法人」がある。）

スケジュール

- ・ 3 月 : 主務大臣の認可（次官決裁）
- ・ 令和 7 年度 : 「事業計画」に基づいて、国立公文書館が業務を実施
- ・ 令和 8 年度 : 8 月頃、業務実績について主務大臣が評価

※令和 7 年度事業計画に追加した主な事項等

- 新館開館（令和 11 年度末）に向けた検討・取組の推進
 - ・ 館の機能・体制の充実強化
 - ・ 児童・生徒等の利用できる学習コンテンツ制作
 - ・ 展示設計等の検討・取組の推進、デジタル技術の活用による利用手続のオンライン化の検討
- 受入れ・保存に関する措置
 - ・ 新たに移管されることとなる官報の受入れ
- 評価指標（目標）の見直し
 - ・ デジタルアーカイブの総ページビュー数（950 万ビュー以上）
 - ・ 事業収入（450 万円以上）
- 認証アーキビストの認証・更新、准認証アーキビストの認定の適切な実施